

平成23年度入札事務の変更について

平成23年4月1日以降の一般競争入札の公示及び指名競争入札の指名通知から次のとおり改正して実施しますのでお知らせします。

1 簡易型地域密着一般競争入札の対象工事額の改正について

項目	改正前	改正後
工事の対象金額	予定価格1,000万円以上～ 1億円未満の工事	予定価格130万円超～ 1億円未満の工事
設計（監理を含む。）、測量、地質調査の対象金額	—	予定価格1,000万円以上～ 1億円未満の業務

2 条件付一般競争入札の対象工事額の改正について

項目	改正前	改正後
設計（監理を含む。）、測量、地質調査の対象金額	—	予定価格1億円以上の業務

3 予定価格事前公表及び事後公表の対象額の改正について

項目	改正前	改正後
予定価格の事後公表の対象金額	予定価格4,000万円以上（建築一式工事は1億円以上）の工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査	予定価格1,000万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）の工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査
予定価格の事前公表の対象金額	予定価格130万円超～ 4,000万円未満（建築一式工事は1億円未満）の工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査	予定価格130万円超～ 1,000万円未満（建築一式工事は5,000万円未満）の工事並びに設計（監理を含む。）、測量、及び地質調査

※ 開札後、場合によっては工事費積算内訳書の提出を求めることがある。

4 現場代理人、主任技術者又は監理技術者の雇用主との継続雇用期間の改正について

項 目	改 正 前	改 正 後
現場代理人、主任技術者又は監理技術者の雇用主との継続雇用期間	主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない工事(2,500万円以上の工事)については、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、雇用主との間に配置予定技術者調書提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があること。	主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない <u>全ての工事</u> について現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、雇用主との間に配置予定技術者調書提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があること。

5 業務（設計、測量、地質調査）の低入札価格調査基準価格の改正について

※ 対象業務は1億5,000万円以上の業務

項 目	改 正 前	改 正 後
設計（監理を含む。）の調査基準価格 ※予定価格の 10分の9から 10分の7の範囲内	—	①直接人件費の10分の10の額 ②特別経費の10分の10の額 ③技術等経費の10分の5の額 ④諸経費の10分の6の額 ①～④の合計額
測量の調査基準価格 ※予定価格の 10分の9から 10分の7の範囲内	—	①直接測量費の10分の10の額 ②測量調査費の10分の10の額 ③諸経費の10分の4の額 ①～③の合計額
地質調査の調査基準価格 ※予定価格の 10分の9から 10分の7の範囲内	—	①直接調査費の10分の10の額 ②間接調査費の10分の10の額 ③解析等調査業務費の 10分の7の額 ④諸経費の 10分の4の額 ①～④の合計額

6 業務（設計、測量、地質調査）の最低制限価格の改正について

※ 対象業務は250万円以上1億5,000万円未満の業務

項 目	改 正 前	改 正 後
設計（監理を含む。）の最低制限価格 ※予定価格の10分の9から10分の7の範囲内	予定価格の10分の7の額	①直接人件費の10分の10の額 ②特別経費の10分の10の額 ③技術等経費の10分の5の額 ④諸経費の10分の6の額 ①～④の合計額
測定の最低制限価格 ※予定価格の10分の9から10分の7の範囲内	予定価格の10分の7の額	①直接測量費の10分の10の額 ②測量調査費の10分の10の額 ③諸経費の10分の4の額 ①～③の合計額
地質調査の最低制限価格 ※予定価格の10分の9から10分の7の範囲内	予定価格の10分の7の額	①直接調査費の10分の10の額 ②間接調査費の10分の10の額 ③解析等調査業務費の 10分の7の額 ④諸経費の 10分の4の額 ①～④の合計額

7 市工事請負契約約款の改正について

項 目	改 正 前	改 正 後
「甲」及び「乙」の呼称廃止	注文者を「甲」、請負人を「乙」とする呼称	「甲」「乙」の略称標記を廃止し、「甲」を「発注者」「乙」を受注者とする。
（現場代理人等） 第10条関係	現場代理人は工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。	発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常

		駐を要しないこととすることができる。 ※ 取扱いは、「現場代理人常駐義務緩和措置試行取扱要領」による。
(受注者の請求による工期の延長) 第18条関係	乙の請求による工期の延長を求められることができる規定	工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には、発注者が費用を負担する旨の規定を追加
(発注者の解除権) 第40条関係	甲が契約を解除できる規定	発注者が契約を解除できる場合として、受注者又はその役員等が暴力団員である場合等の規定を追加

8 遅延利息等改正について

項 目	改 正 前	改 正 後
(前金払) 第29条関係 (発注者の解除権) 第40条関係	遅延利息年3.3パーセントの割合で計算した額	契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める割合で計算した額 ※率は同じ。
(履行遅滞) 第38条関係	履行遅滞 甲は、乙が契約の履行を遅延したときは、遅延日数1日につき請負代金額の1,000分の1以内の違約金を徴収する。	遅延日数に応じ、契約金額につき、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める割合で計算した額の違約金を徴収する。 ※率を下げる。

苫小牧市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置試行取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市発注の建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和を図るため必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 一般競争入札公告時に市が特記仕様書に兼務を認める旨の記載がある工事で、当初の請負代金額が、いずれも500万円未満の工事とする。

2 兼務を認める工事の件数は2件までとする。ただし、130万円以下の工事は除く。

(兼務の届出)

第3条 現場代理人の兼務をしようとする場合は、「現場代理人兼務届出書」(様式1)を市長に提出しなければならない。

(契約変更の取扱い)

第4条 兼務する工事の設計変更等により請負代金額が500万円以上となった場合でも兼務は可能とする。

(安全管理等)

第5条 受注者は、現場代理人を兼務させたことにより安全管理の不徹底による事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。

(連絡体制)

第6条 常に市及び工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えること。

(兼務の取消し等)

第7条 現場代理人を兼務することによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼務を取消しするものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

様式 1

工事等記号番号	()
---------	-----

現場代理人兼務届出書

平成 年 月 日

苫小牧市長 様

住 所

名 称

代表者

印

現場代理人 _____ を兼務させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当っては、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期すことを誓約します。兼務が続行できないと判断された場合には、兼務を取りやめます。

工事 1 現在、現場代理人として従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 2 上記代理人が、これから兼務しようとする工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 1	決裁年月日	課長	係長	係	工事監	

工事 2	決裁年月日	課長	係長	係	工事監	